

一般社団法人日本ゴールボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>【審査基準 (1) について】 「中長期基本計画書」を策定している。</p> <p>【審査基準 (2) について】 「中長期基本計画書」を当協会HPにて公表している。(現在メンテナンス中) 参考URL：https://jgba.or.jp/aboutus/regulations/</p> <p>【審査基準 (3) について】 計画策定に当たり、各部署の会議により、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。</p>	<p>中長期基本計画書 2022年度第3回・第4回定例理事会議事録</p>
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準 (1) について】 「中長期基本計画書」の中で、人材の採用及び育成に関する計画を策定している。</p> <p>【審査基準 (2) について】 「中長期基本計画書」において、組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を公表している。</p> <p>参考URL：https://jgba.or.jp/aboutus/regulations/</p> <p>【審査基準 (3) について】 計画策定に当たり、各部署の会議により、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。</p>	<p>中長期基本計画書</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準 (1) (2) について】</p> <p>正味財産増減計算書及び貸借対照表にて財務状況の健全性を公表し、中長期基本計画書において財務状況と総会員数の推移と今後の業績予想を公表している。自己財源について、東京オリンピックパラリンピックの影響も多分にあり、請負収益も増加したことから増収に転じたが、2021年は新型コロナ感染拡大及び東京パラリンピック終了に伴い減収となった。</p> <p>2022年も感染収束が見込めないことから収益事業は減収と予想される。</p> <p>2024年に向けて、新しい生活様式をとりながら積極的な事業展開を行っていく。</p> <p>【審査基準 (3) について】</p> <p>計画策定に当たり、顧問税理士のもと、総務財務部及び理事会にて役職員や構成員から幅広く意見を募っている。</p>	中長期基本計画書
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 2024年度より理事7名(うち外部理事2名) ①割合としては、外部理事28%、女性理事57% 2023年度の目標は達成できた	役員規程 協会役員名簿(ホームページ内に掲載: https://jgba.or.jp/aboutus/director-list/)
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当協会では評議員会を設置していないため、本審査項目は適用されない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	当協会ではアスリート委員会規程に基づきアスリート委員会を設置している。少なくとも年1回以上、議案が生じた場合に適宜開催し、選手からの意見をアスリート委員が集約し、総会および理事会に提言することができる体制を構築している。また、アスリート委員は、アスリート委員会規程の定める基準を満たすものから理事会に諮って会長が委嘱する。任期は2年とするが、8年を最長として再任を妨げない。委員長は理事会に出席し、発言する権利が与えられている。	2023年度一般社団法人日本ゴールボール協会組織体制 アスリート委員会規程 議事録

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	定款には3名から15名で理事会が構成されると明記されている。 2023年度中に理事欠員が出たこともあり、2024年度会員総会にて現任理事推薦の元、新たに4名（うち外部理事1名）の補充を行い、総会にて承認された。	協会役員名簿（ホームページ内に掲載： https://jgba.or.jp/aboutus/director-list/)
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(3) 理事選任は2年に1回、監事は3年に1回、会員総会にて承認を経て人事を決めている。今までは理事選挙制度にしていたが、2025年度からはこの制度の見直しを検討。 2024年度中に理事選任についての制度を計画的に整えていく。 ①2023年度より理事就任時の年齢制限を70歳と設定	役員規程 理事選出規程 2022年度第6回定例理事会議事録
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	役員の再任回数を最大5期とし、ただし法人運営、業務遂行上必要とされるものに対しては例外を設けるが、その割合が全体の20%を超えないこととする。	役員規程 理事選出規程 2022年度第6回定例理事会議事録
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(4) 理事選定委員会設置に向け、理事会にて話し合いを進めている。 2025年度より開始できるよう体制整備に努める。	理事選出規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
11	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が 適用対象となる法令を遵守するために必 要な規程を整備すること	「コンプライアンス管理規程」、「選手・スタッフ行動規範」を制定し、公開している。 公開URL： https://jgba.or.jp/aboutus/regulations/ (1) 今までは選手スタッフのみだった秘密保持等の提出を会員及び役員、構成員が法令を遵守 できるように全員に提出を2024年度より開始している。また会員承認についても理事会での承認 を経ている。	コンプライアンス管理規程 選手・スタッフ行動規範
12	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的 な規程を整備しているか	「コンプライアンス管理規程」、「経理に関する規程」、「理事会運営に関する規程」、「入会 規則」、「会費規則」等を制定し、これらに沿って組織運営をおこなっている。 また、「定款第4章 社員総会」において、社員総会の運営に関する規程を設けている。 入会規則、会費規則については以下のURL参照。 https://jgba.or.jp/support/membership/ 定款については以下のURL参照。	コンプライアンス管理規程 経理に関する規程 理事会運営に関する規程 入会規則 会費規則 定款第4章 社員総会
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ②法人の業務に関する規程を整備してい るか	(2) それぞれの組織運営に必要な規定は整備しているものの、不備もあるので 今後修正整備していく予定	リスク管理ガイドライン 文章管理規程 個人情報取扱規程 ハラスメントの防止に関する規 程 選手・スタッフ行動規範
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を 整備しているか	定款第29条に基づき、当協会の役員は無報酬であるため、役員の報酬に関する規程は整備してい ないが、職務遂行及び責任上、対価を支給することが妥当と認められるものについては、国内出 張旅費規程、謝金に関する規程に基づき算定した額を報酬等として支給することができる。	定款第29条 国内出張旅費規程 謝金に関する規程
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ④法人の財産に関する規程を整備してい るか	定款第42条に基づき、財産管理規定を整備している。 また、財産管理に係る規程として貸出規程、謝金に関する規程を整備している。	定款第42条 貸出規約 謝金に関する規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整 備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備 しているか	「マーケティング活動に関する規程」を整備し、これに準じて活動している。	
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考 に関する規程その他選手の権利保護に関 する規程を整備すること	<p>【審査基準 (1) (3) について】</p> <p>「強化指定選手選考規程」、「日本代表選手選考規程」を整備し、これに沿って公平かつ合理的な選考を行っている。</p> <p>また、日本代表スタッフについても「日本代表スタッフ派遣に関する規程」に基づき公平かつ合理的に選出される。</p> <p>【審査基準 (2) について】</p> <p>「マーケティング活動に関する規程」において、選手の肖像権について規定している。</p> <p>また、「日本代表選手選考規程」において、不服申し立てについての条項を設けている。</p>	
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に 関する規程を整備すること	令和4年度より「公認審判員制度」を設け、「公認審判員規程」、「公認審判員制度細則」を整備し、これに準じて主催大会における審判員の公平な選考、派遣を行っている。	
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士へ の相談ルートを確保するなど、専門家に 日常的に相談や問い合わせをできる体制 を確保すること	<p>【審査基準 (1) について】</p> <p>当協会には法務に関する顧問弁護士と契約を行っており、事案が発生した際、担当理事が速やかに各委員会を立ち上げ、状況把握に努めるとともに、顧問弁護士の指示の元、問題解決に努める体制を確保している。</p> <p>【審査基準 (2) について】</p> <p>役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有して</p>	
20	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し 運営すること	<p>【審査基準 (1) について】</p> <p>コンプライアンス委員会が設置され、少なくとも年1回以上、定期的に開催している。</p> <p>【審査基準 (2) について】</p> <p>コンプライアンス委員会規程を制定し、その役割や権限事項を明確に定め、顧問弁護士の指導の元、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践している。</p> <p>【審査基準 (3) について】</p> <p>コンプライアンス委員会の構成員に1名以上の女性委員を配置することをコンプライアンス委員会規程にて明記し、配置している。</p>	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	コンプライアンス委員会の構成員に顧問弁護士を配置し、外部の学識経験者を委員として選任することをコンプライアンス委員会規程に明記している。	2023年度一般社団法人日本ゴールボール協会組織体制 コンプライアンス委員会規程
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役職員向けのコンプライアンス教育情報を展開している。 会員に向けたオンライン研修会も実施した。	R5年度JPCインテグリティ研修 実施要項

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手及び指導者に対して、アンチドーピングや禁煙、SNS利用に関する研修会など、コンプライアンス教育を少なくとも年に1回以上実施し、受講後にはレポートを提出する流れとしている。	R5年度JPCインテグリティ研修実施要項
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役職、会員向けのコンプライアンス教育情報は展開している。 審判員試験の一部にコンプライアンスについての問題は入っている。	R5年度JPCインテグリティ研修実施要項
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	司法書士、顧問弁護士、税理士のサポートを受けることができる体制を構築している。	2023年度一般社団法人日本ゴールボール協会組織体制

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	当協会では「経理に関する規程」を遵守するとともに、規程内にも明記されているように、3カ月に一度、経理執行状況を理事会に報告することを原則とし、理事会はその施行状況を常に監査することに務めている。 また、当協会では内部監査人と外部監査人を設置しており、特に協会内での財務執行状況を外部監査人にチェックしていただく体制を取っている。外部監査人の選定理由として、学識経験者、法務に特化した監査人を任命した。内部監査人については会員の中から選定し、競技に精通している者を選任し、設置している。	経理に関する規程 2023年度一般社団法人日本ゴールボール協会組織体制 協会役員名簿（ホームページ内に掲載： https://jgba.or.jp/aboutus/director-list/) 監査報告書 経歴書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	当協会ではJSC競技力向上事業助成金、JSCスポーツ振興基金助成金、日本財団助成金を受けており、経理に関する規程に従って適切な経理作業を行っている。	正味財産増減計算書 貸借対照表 経理に関する規程 令和5年度競技力向上事業【JPC事務手引き】 審査結果通知（男子・女子） スポーツ振興基金助成金交付要綱
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	決算終了後、透明性を確保する観点から、すべてのステークホルダーに情報公開を行い、適切な開示を行っている。 公開URL： https://jgba.or.jp/aboutus/financial-statements/	正味財産増減計算書 貸借対照表

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考および日本代表スタッフの選定については、当協会ホームページから情報開示を行っており、変更点なども含め、顧問弁護士から助言をいただきながら、関係者に随時説明を行っている。 公開URL : https://jgba.or.jp/aboutus/regulations/	強化指定選手選考規程 日本代表選手選考規程 日本代表スタッフ派遣に関する規程 強化選手スタッフ誓約書
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等は、当協会のホームページにより公開する。 公開URL : https://jgba.or.jp/aboutus/regulations/	スポーツ団体ガバナンスコード 適合性審査自己説明・公表書式
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	役員規程および利益相反管理規程に基づき、利益相反の管理監督を徹底している。利益相反取引の承認には理事会の決議が必要である。なお、契約案件については、理事会で適切な判断を行い、必要に応じて相見積もり等を請求し、理事会で決定することになっている。 選手、指導者に対する利益相反については、日本代表選手選考規程にて整備している。	役員規程 利益相反管理規程 日本代表選手選考規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーを作成し、ホームページ上に公開している。	利益相反ポリシー
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>【審査基準 (1) について】 通報相談窓口を協会内に設置し、利用案内をホームページにて公開している。 公開URL : https://jgba.or.jp/aboutus/regulations/</p> <p>【審査基準 (2) について】 「コンプライアンス管理規程」第5条、「ハラスメントの防止に関する規程」第9条に基づき、プライバシーの保護、守秘義務に務めている。</p> <p>【審査基準 (3) (4) について】 「個人情報取扱規程」により情報管理を徹底するとともに、「コンプライアンス管理規程」第5条、「ハラスメントの防止に関する規程」第3条にて、通報者のプライバシー保護と、相談者が不利益を受けることがないように、明記している。</p> <p>【審査基準 (5) について】 「ハラスメントの防止に関する規程」第4条にて研修の開催義務を明記してある。</p>	<p>コンプライアンス管理規程</p> <p>ハラスメントの防止に関する規程</p> <p>通報相談窓口利用案内</p> <p>個人情報取扱規程</p>
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	当協会に設置している通報窓口については、コンプライアンス委員会を中心に組織を整備していることから、必要に応じ顧問弁護士に相談できる体制を取っている。	<p>コンプライアンス管理規程</p> <p>ハラスメントの防止に関する規程</p> <p>通報相談窓口利用案内</p> <p>2023年度一般社団法人日本ゴールボール協会組織体制</p> <p>コンプライアンス委員会規程</p>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>「役員及び会員懲戒等に関する規程」を整備し、禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、ホームページ上にて周知している。</p> <p>公開URL : https://jgba.or.jp/aboutus/regulations/</p> <p>【審査基準 (3) について】 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを規程に定めている。</p> <p>【審査基準 (4) について】 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由等が記載された書面にて告知することを規程に定めており、不服申立手続の可否、その手続の期限等は規程内に明記している。</p> <p>処分内容について、2024年度は顧問弁護士の意見を聞いて処分決定したが、細かな点も規程内に定める必要と考えるので、2025年度に向けて整備していく。</p>	役員及び会員懲戒等に関する規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>「役員及び会員懲戒等に関する規程」第5条、「コンプライアンス管理規程」第8条に基づき、処分審査に関してはコンプライアンス委員会が見解をまとめ理事会で公正適切に判断を行い、かつ当該者に弁明の機会を与え、必要に応じて第三者委員会の招集ができるとしている。</p> <p>コンプライアンス委員会は外部の学識経験者を必ず1名選任することで中立性および専門性を有している。</p>	役員及び会員懲戒等に関する規程 コンプライアンス管理規程 コンプライアンス委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>【審査基準(1)について】 日本障がい者スポーツ協会を通じて、日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。</p> <p>【審査基準(2)について】 自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含んでいる。</p> <p>【審査基準(3)について】 選手選考に関する異議申し出について7日以内の期限を設けているが、自動応諾条項を制限するものではないことを「日本代表選手選考規程」に明記している。</p>	選手等の不服申立規程 日本代表選手選考規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	「役員及び会員懲戒等に関する規程」において異議申し出の条項を作成し、「選手等の不服申立規程」においてスポーツ仲裁機構の自動応諾条項を設けている。	役員及び会員懲戒等に関する規程 選手等の不服申立規程 日本代表選手選考規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	「リスク管理ガイドライン」を策定し、第三章にて不祥事対応の一連の流れと、必要に応じて第三者委員会に外部委託する旨を明記している。	リスク管理ガイドライン
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(2) 事実調査・原因究明等については、都度臨時理事会を開き理事監事間で話し合いをしているものの、調査体制として構築ができていない。2025年度に向けて体制を整備していく。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	外部調査委員会を今後設置するよう検討中である。	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	現在、競技をしている地方団体は存在しているが、加盟関係には至っておらず、加盟団体は存在していない。	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	現在、競技をしている地方団体は存在しているが、加盟関係には至っておらず、加盟団体は存在していない。 ガバナンス、コンプライアンスについて、会員にはコンプライアンス研修については、メールや月刊マガジンにて周知している。	